

令和6年度一関市防災会議

と き 令和6年12月23日（月）
14時30分から15時30分まで
と ころ 一関市役所2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 一関市地域防災計画の修正（案）について

(2) その他

4 閉 会

令和6年度一関市防災会議の要旨

一関市防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、一関市の地域防災計画の作成及びその実施の推進のほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するために設置されています。また、災害対策基本法第42条の規定で、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、及び毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないことになっており、この場合において、当該市町村地域防災計画は、当該市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないことになっております。

令和6年度の一関市地域防災計画の主な修正（案）内容

- 1 岩手県地域防災計画の修正に伴う見直し
- 2 その他、市の組織改編等を踏まえた所要の見直し

※ この地域防災計画は、一関市内で発生するおそれのある災害に備えた防災対策の基本方針を示す総合計画として位置付けされるものであります。

令和6年度一関市地域防災計画修正案の概要

1 修正のポイント

岩手県地域防災計画の修正（令和6年3月）に伴う見直し

- 県は、令和6年3月に、岩手県地域防災計画を岩手県防災会議において修正
- 当市においても、災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、岩手県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画の見直しを行うもの。

その他、市の組織改編等を踏まえた所要の見直し

2 主な修正内容

岩手県地域防災計画の修正（令和6年3月）に伴う見直し

(1) 多様な主体と連携した被災者支援

ア 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備に努めることとした。
【本編第2章第4節】

イ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化に努めることとした。
【本編第3章第14節】

(2) 情報伝達

長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達を明記した。
【本編第3章第3節】

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画等の変更を踏まえた修正

北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説に努めるとともに、迅速かつ正確に情報を伝達することとした。
【本編第3章第3節】

※ 震災対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行う。

※ その他、引用文の修正及び文言の見直しを行う。

一関市地域防災計画修正概要

1 共通修正事項

- (1) 誤字・脱字の訂正及び文言の整理。
- (2) 法改正等による引用条文の修正。

※上記部分については、以下の修正概要には記載していない。

2 用語凡例

項目	修正要旨	頁
用語凡例		
1 略語	修正なし	
2 読替	○市の組織改編に伴う役職名の修正	2～4

3 本編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
第1章 総則			
	計画の目的 計画の構成 災害時における個人情報の取扱い	修正なし	
第1節	一関市防災会議委員	○委員の変更に伴う修正	2～3
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱	修正なし	
第3節	一関市の概況	修正なし	
第4節	災害の発生傾向	修正なし	
第5節	防災対策の推進傾向	修正なし	
第2章 災害予防計画			
第1節	防災知識普及計画	修正なし	
第2節	地域防災活動活性化計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	18
第3節	防災訓練計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	21

第4節	避難対策計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	23、27、29
第5節	要配慮者の安全確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	31～32
第6節	防災施設等整備計画	修正なし	
第6節の2	通信確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	36
第7節	建築物災害予防計画	修正なし	
第8節	交通施設安全確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	40
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	修正なし	
第10節	危険物施設等安全確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	46
第11節	農業災害予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	47
第12節	毒物及び劇物等災害予防計画	修正なし	
第13節	風水害予防計画	○市の組織改編に伴う修正	54
第14節	土砂災害予防計画	○所要の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	55～56 57
第15節	火災予防計画	修正なし	
第16節	林野火災予防計画	修正なし	
第17節	林業災害予防計画	修正なし	
第18節	雪害予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	68
第19節	火山災害予防計画	修正なし	
第20節	防災ボランティア育成計画	修正なし	
第21節	事業継続対策計画	修正なし	
第22節	孤立化対策計画	修正なし	
第23節	食料・生活必需品等の備蓄計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	76
第24節	原子力災害予防計画	修正なし	
第3章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制計画	○市の組織改編に伴う修正	85、87、 89～90

第2節	動員計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	93
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織改編に伴う修正	97～109、 111-2～111-3
第4節	通信情報計画	修正なし	
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	○所要の修正 ○市の組織改編に伴う修正	122
第6節	災害広報広聴計画	○市の組織改編に伴う修正	133
第7節	輸送計画	修正なし	
第8節	交通応急対策計画	修正なし	
第9節	公安警備計画	修正なし	
第10節	消防活動計画	修正なし	
第11節	水防計画	修正なし	
第12節	相互応援協力計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織改編に伴う修正	157、160 158～159
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	修正なし	
第14節	防災ボランティア活動計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	169
第15節	災害救助法の適用計画	修正なし	
第16節	避難・救出計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	175、185
第17節	医療・保健計画	○所要の修正	197-3
第18節	食料・生活必需品等供給計画	修正なし	
第19節	削除	—	—
第20節	給水計画	○市の組織改編に伴う修正	204
第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	修正なし	
第22節	感染症予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	215～217
第23節	廃棄物処理計画	修正なし	
第24節	障害物処理計画	修正なし	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	修正なし	
第26節	応急対策要員確保計画	修正なし	

第27節	農畜産物応急対策計画	修正なし	
第28節	文教対策計画	修正なし	
第29節	救急医療対策計画	修正なし	
第30節	ライフライン施設に関する応急対策計画	○市の組織改編に伴う修正	259
第31節	危険物施設等保安計画	○市の組織改編に伴う修正	269～270
第32節	林野火災応急対策計画	修正なし	
第33節	防災ヘリコプター等活動計画	修正なし	
第34節	公共交通機関等の応急対策計画	修正なし	
第35節	義援物資、義援金の受付・配分計画	修正なし	
第36節	原子力災害応急対策計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織改編に伴う修正	282 287
第37節	事業所外運搬事故対策計画	修正なし	
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節	公共施設等の災害復旧計画	修正なし	
第2節	生活の安定確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	305～307
第3節	復興計画の作成	修正なし	
第4節	原子力災害復旧計画	修正なし	

4 震災対策編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
第1章 総則			
	計画の趣旨	修正なし	
第1節	計画の性格及び基本方針	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	352
第2節	市民・事業所の責務	修正なし	
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	修正なし	
第2章 災害予防計画			
第1節	防災知識普及計画	修正なし	
第2節	地域防災活動活性化計画	修正なし	
第3節	防災訓練計画	修正なし	
第3節の2	通信確保計画	修正なし	
第4節	避難対策計画	修正なし	
第5節	要配慮者の安全確保計画	修正なし	
第6節	防災施設等整備計画	修正なし	
第7節	市街地防災計画	修正なし	
第8節	交通施設安全確保計画	修正なし	
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	修正なし	
第10節	危険物施設等安全確保計画	修正なし	
第11節	土砂災害予防計画	修正なし	
第12節	火災予防計画	修正なし	
第13節	震災に関する調査	修正なし	
第14節	事業継続対策計画	修正なし	
第15節	孤立化対策計画	修正なし	

第16節	食料・生活必需品等の備蓄計画	修正なし	
第17節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画	修正なし	
第3章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制計画	○市の組織改編に伴う修正	388, 390～391
第2節	動員計画	修正なし	
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	397～399
第4節	通信情報計画	修正なし	
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	修正なし	
第6節	災害広報広聴計画	修正なし	
第7節	輸送計画	修正なし	
第8節	交通応急対策計画	修正なし	
第9節	公安警備計画	修正なし	
第10節	消防活動計画	修正なし	
第11節	水防計画	修正なし	
第12節	相互応援協力計画	修正なし	
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	修正なし	
第14節	防災ボランティア活動計画	修正なし	
第15節	災害救助法の適用計画	修正なし	
第16節	避難・救出計画	修正なし	
第17節	医療・保健計画	修正なし	
第18節	食料・生活必需品等供給計画	修正なし	
第19節	削除		
第20節	給水計画	修正なし	
第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	修正なし	

第22節	感染症予防計画	修正なし	
第23節	廃棄物処理計画	修正なし	
第24節	障害物処理計画	修正なし	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	修正なし	
第26節	応急対策要員確保計画	修正なし	
第27節	文教対策計画	修正なし	
第28節	救急医療対策計画	修正なし	
第29節	ライフライン施設に関する応急対策計画	修正なし	
第30節	危険物施設等保安計画	修正なし	
第31節	林野火災応急対策計画	修正なし	
第32節	防災ヘリコプター等活動計画	修正なし	
第33節	公共交通機関等の応急対策計画	修正なし	
第34節	義援物資、義援金の受付・配分計画	修正なし	
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節	公共施設等の災害復旧計画	修正なし	
第2節	生活の安定確保計画	修正なし	
第3節	復興計画の作成	修正なし	

5 水防計画編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
計画の位置づけ		修正なし	
第1章 総則			
第1節	目的	修正なし	
第2節	用語の定義	修正なし	
第3節	水防の責任等	修正なし	
第4節	安全配慮	修正なし	
第2章 水防組織			
第1節	市の水防組織	修正なし	
第3章 重要水防箇所			
第4章 予報及び警報			
第1節	気象庁が行う予報及び警報	修正なし	
第2節	洪水予報河川における洪水予報	修正なし	
第3節	水位周知河川における水位到達情報	修正なし	
第4節	水防警報	修正なし	
第5章 雨量・水位等の観測及び通報			
第1節	雨量観測及び通報	修正なし	
第2節	水位の観測及び通報	修正なし	
第3節	危機管理型水位計による水位の観測	修正なし	
第6章	気象等予報・警報の 情報収集	修正なし	

第7章 ダム・水門等の操作			
第1節	ダム・水門等	修正なし	
第2節	河川水門操作員及び水門等の操作	修正なし	
第8章 通信連絡			
第1節	水防の連絡	修正なし	
第2節	その他の通話施設の使用	修正なし	
第9章 水防施設及び輸送			
第1節	水防倉庫及び資器材	修正なし	
第2節	輸送の確保	修正なし	
第10章 水防活動			
第1節	水防配備	修正なし	
第2節	巡視及び警戒	修正なし	
第3節	水防作業	修正なし	
第4節	警戒区域の指定	修正なし	
第5節	避難のための立退き	修正なし	
第6節	決壊・漏水の通報及びその後の措置	修正なし	
第11章 水防信号、水防標識等			
第1節	水防信号	修正なし	
第2節	水防標識	修正なし	
第3節	身分証票	修正なし	
第12章 協力及び応援			
第1節	河川管理者の協力及び援助	修正なし	

第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	修正なし	
第3節	自衛隊の派遣要請	修正なし	
第13章 費用負担と公用負担			
第1節	費用負担	修正なし	
第2節	公用負担	修正なし	
第14章 水防報告等			
第1節	水防記録	修正なし	
第2節	水防報告	修正なし	
第15章 水防訓練			
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置			
第1節	浸水想定区域の指定	修正なし	
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	修正なし	
第3節	洪水ハザードマップ	修正なし	
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	修正なし	
第5節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	修正なし	
第17章 水防協力団体			
第1節	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	修正なし	
第2節	水防協力団体の業務	修正なし	
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	修正なし	
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	修正なし	
第18章 水防管理団体の水防計画			

第1節	水防管理団体の水防計画	修正なし	
第2節	水防計画の公表	修正なし	
	一関市水防本部機構及び一関市水防隊機構	修正なし	
	一関市水防隊員配備計画	修正なし	
	執務時間外における連絡系統図	修正なし	

6 火山災害対策編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
第1章 総則			
第1節	計画の目的	修正なし	
第2節	計画の性格	修正なし	
第3節	火山防災の基本方針	修正なし	
第4節	災害時における個人情報の取扱い	修正なし	
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	修正なし	
第6節	火山の概況	修正なし	
第2章 災害予防計画			
第1節	防災知識普及計画	修正なし	
第2節	情報伝達体制	修正なし	
第3節	避難体制の整備	修正なし	
第3章 避難対策計画			
第1節	計画の性格及び基本方針	修正なし	
第2節	火山防災協議会の構成機関の役割	修正なし	
第4章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制	修正なし	
第2節	救助活動	修正なし	
第3節	避難所の管理・運営	修正なし	
第5章 噴火後の対応計画			
第1節	住民及び登山者等の安否確認	修正なし	
第2節	避難の長期化に備えた対策	修正なし	
第3節	避難指示の解除、一時入域等	修正なし	

令和6年度一関市地域防災計画修正

【新旧対照表】

一関市防災会議

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		1	<p>表紙 用語凡例</p> <p>1 略語 (略) 2 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業労政課 長 (略) 会計管理課 長 総務課 長 (略)</p>	<p>表紙 用語凡例</p> <p>1 略語 (略) 2 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	市の組織変更に伴う修正
		2	<p>略語 (略) 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	<p>略語 (略) 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	
		3	<p>略語 (略) 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	<p>略語 (略) 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	
		4	<p>略語 (略) 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	<p>略語 (略) 略読 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替</p> <p>県本部 長 本部 員 " " " " 知 務 部 長 上下水道部 長 教育 防 長 消費機管理 監 (略) 会計管理部 者 教育部 長 (略) 会計課出納係 長 教育部 長 (略) 観光物産課 長 商政・労政課 長 工業振興課 長 (略) 会計課 長 経営課 長 (略)</p>	

章 節	頁	現 行 本 編	修 正 本 編	修正理由																																																																																				
1	目-1 1	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>計画の目的 (略)</p> <p>計画の構成 (略)</p> <p>災害時における個人情報情報の取扱い、 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>計画の目的 (略)</p> <p>計画の構成 (略)</p> <p>災害時における個人情報情報の取扱い、 (略)</p>																																																																																					
1	2	<p>第1節 一関市防災会議委員</p> <table border="1"> <tr> <th>職名</th> <th>区分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> <td>一関市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)</td> <td>副市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>総務部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>まちづくり推進部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>市民環境部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>健康子ども部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>商工労働部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>農林部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>建設部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>上下水道部長併任上下水道部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>教育部長</td> <td>21-2111</td> </tr> </table>	職名	区分	防災機関	電 話	会長	市長	一関市長	(略)	委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)	〃	〃	〃	〃	(略)	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)	〃	〃	総務部長	(略)	〃	〃	まちづくり推進部長	21-2111	〃	〃	市民環境部長	21-2111	〃	〃	健康子ども部長	21-2111	〃	〃	商工労働部長	21-2111	〃	〃	農林部長	21-2111	〃	〃	建設部長	21-2111	〃	〃	上下水道部長併任上下水道部長	21-2111	〃	〃	教育部長	21-2111	<p>第1節 一関市防災会議委員</p> <table border="1"> <tr> <th>職名</th> <th>区分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> <td>一関市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)</td> <td>副市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>総務部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>建設部長</td> <td>21-2111</td> </tr> </table>	職名	区分	防災機関	電 話	会長	市長	一関市長	(略)	委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)	〃	〃	〃	〃	(略)	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)	〃	〃	総務部長	(略)	〃	〃	建設部長	21-2111	委員の変更に伴う修正
職名	区分	防災機関	電 話																																																																																					
会長	市長	一関市長	(略)																																																																																					
委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)																																																																																					
〃	〃	〃	〃																																																																																					
(略)	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)																																																																																					
〃	〃	総務部長	(略)																																																																																					
〃	〃	まちづくり推進部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	市民環境部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	健康子ども部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	商工労働部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	農林部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	建設部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	上下水道部長併任上下水道部長	21-2111																																																																																					
〃	〃	教育部長	21-2111																																																																																					
職名	区分	防災機関	電 話																																																																																					
会長	市長	一関市長	(略)																																																																																					
委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)																																																																																					
〃	〃	〃	〃																																																																																					
(略)	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)																																																																																					
〃	〃	総務部長	(略)																																																																																					
〃	〃	建設部長	21-2111																																																																																					
1																																																																																								

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																								
		3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員</td> <td>教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)</td> <td>教育長</td> <td>82-2227</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>消防団長(法第16条) (条例第3条5項7号)</td> <td>一関市消防団長</td> <td>25-5910</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又は 職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)</td> <td>東日本旅客鉄道株式会 社 盛岡支社一ノ関駅長</td> <td>23-1673</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>その他市長が必要と認 める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)</td> <td>一関ガス株式会社 取締役社長</td> <td>23-3417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	職名	区分	防災機関	電 話	委員	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教育長	82-2227	(略)				"	消防団長(法第16条) (条例第3条5項7号)	一関市消防団長	25-5910	"	指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又は 職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)	東日本旅客鉄道株式会 社 盛岡支社一ノ関駅長	23-1673	(略)				"	その他市長が必要と認 める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)	一関ガス株式会社 取締役社長	23-3417	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員</td> <td>教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)</td> <td>教育長</td> <td>82-2227</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>消防団長(法第16条) (条例第3条5項7号)</td> <td>一関市消防団長</td> <td>25-5910</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又は 職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)</td> <td>東日本旅客鉄道株式会 社 益括センター 副所長</td> <td>23-5103</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>その他市長が必要と認 める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)</td> <td>一関ガス株式会社 取締役社長 一関地域婦人団体 協議会連合会 事務局 一関市男女共同参画を 推進する会 会員 特定非営利法人 奏楽のたね 代表理事 一関市国際交流協会 事務局員 一関市まちづくり スタッフバンク 一関市まちづくり スタッフバンク 一関市まちづくり スタッフバンク 一関コミュニケーション 株式会社 放送局長</td> <td>23-3417 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 48-3651</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節から第5節 (略)</p>	職名	区分	防災機関	電 話	委員	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教育長	82-2227	(略)				"	消防団長(法第16条) (条例第3条5項7号)	一関市消防団長	25-5910	"	指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又は 職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)	東日本旅客鉄道株式会 社 益括センター 副所長	23-5103	(略)				"	その他市長が必要と認 める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)	一関ガス株式会社 取締役社長 一関地域婦人団体 協議会連合会 事務局 一関市男女共同参画を 推進する会 会員 特定非営利法人 奏楽のたね 代表理事 一関市国際交流協会 事務局員 一関市まちづくり スタッフバンク 一関市まちづくり スタッフバンク 一関市まちづくり スタッフバンク 一関コミュニケーション 株式会社 放送局長	23-3417 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 48-3651	委員の変更に伴う修正
職名	区分	防災機関	電 話																																																										
委員	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教育長	82-2227																																																										
(略)																																																													
"	消防団長(法第16条) (条例第3条5項7号)	一関市消防団長	25-5910																																																										
"	指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又は 職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)	東日本旅客鉄道株式会 社 盛岡支社一ノ関駅長	23-1673																																																										
(略)																																																													
"	その他市長が必要と認 める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)	一関ガス株式会社 取締役社長	23-3417																																																										
職名	区分	防災機関	電 話																																																										
委員	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教育長	82-2227																																																										
(略)																																																													
"	消防団長(法第16条) (条例第3条5項7号)	一関市消防団長	25-5910																																																										
"	指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又は 職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)	東日本旅客鉄道株式会 社 益括センター 副所長	23-5103																																																										
(略)																																																													
"	その他市長が必要と認 める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)	一関ガス株式会社 取締役社長 一関地域婦人団体 協議会連合会 事務局 一関市男女共同参画を 推進する会 会員 特定非営利法人 奏楽のたね 代表理事 一関市国際交流協会 事務局員 一関市まちづくり スタッフバンク 一関市まちづくり スタッフバンク 一関市まちづくり スタッフバンク 一関コミュニケーション 株式会社 放送局長	23-3417 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 48-3651																																																										
			<p>(略)</p> <p>第2節から第5節 (略)</p>																																																										

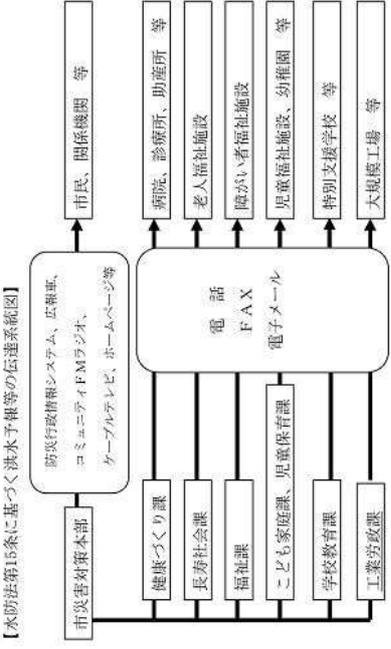
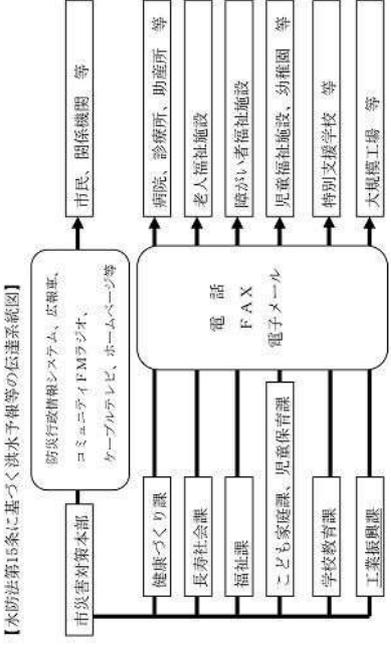
章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
2	11	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地域防災活動活性化計画 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 住民等による地区内の防災活動の推進 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地域防災活動活性化計画 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 住民等による地区内の防災活動の推進 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。</p> <p>(5) 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
3	19	<p>第3節 防災訓練計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施に当たって留意すべき事項 市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 地域の実情を踏まえた災害想定 (略)</p> <p>(2) 広域的な訓練の実施</p> <hr/> <hr/>	<p>第3節 防災訓練計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施に当たって留意すべき事項 市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 地域の実情を踏まえた災害想定 (略)</p> <p>(2) 広域的な訓練の実施 ア 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づき広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	21	<p>(1) 地域の実情を踏まえた災害想定 (略)</p> <p>(2) 広域的な訓練の実施</p> <hr/> <hr/> <p>イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づき広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(1) 地域の実情を踏まえた災害想定 (略)</p> <p>(2) 広域的な訓練の実施 ア 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づき広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
4	23	<p>第4節 避難対策計画 この計画は、火災、水害等の災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民等への周知徹底を図るものとし、また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第4節 避難対策計画 この計画は、火災、水害等の災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民等への周知徹底を図るものとし、また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情にに応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正 (災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備)</p>
	27	<p>1 (略) 2 避難場所等の整備 (1) 避難場所等の整備 ア～オ (略) カ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受け、滞りなく帰宅できる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</p> <hr/>	<p>1 (略) 2 避難場所等の整備 (1) 避難場所等の整備 ア～オ (略) カ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受け、滞りなく帰宅できる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	29	<p>キ～サ (略) (2) 避難場所等の環境整備 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図るものとする。 また、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <hr/>	<p>キ～サ (略) (2) 避難場所等の環境整備 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図るものとする。 また、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		<p>ア～ク (略) ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境整備 コ 感染症予防に配慮した環境整備</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3～6 (略)</p>	<p>ア～ク (略) ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境整備 コ 感染症予防に配慮した環境整備</p> <p>市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p>	<p>所要の修正 県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
5	5	31	<p>第5節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者・難病患者団体の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>キ _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>カ _____</p> <p>キ _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク _____</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>第5節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者・難病患者団体の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>キ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>(2) 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>カ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>キ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
6	6	32	<p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者・難病患者団体の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>キ _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>カ _____</p> <p>キ _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク _____</p> <p>ク _____</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者・難病患者団体の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>キ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>(2) 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>カ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>キ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
6-2		36	<p>第6節の2 通信確保計画</p> <p>一 市は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信手段の適切な運用を図るものとする。また、</p> <p>一 災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努め、さらには通信施設が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備するとともに、</p> <p>一 効果的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第6節の2 通信確保計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 市は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信手段の適切な運用を図るものとする。</p> <p>(2) 災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努め、さらには通信施設が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</p> <p>(3) 効果的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</p> <p>(4) 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた国、県、電気通信事業者等との平時時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
8		40	<p>1 通信施設の整備</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 交通施設安全確保計画 (略)</p> <p>1 道路の整備</p> <p>災害時における道路機能を確保するため、所管道路についてのり面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>2 通信施設の整備</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 交通施設安全確保計画 (略)</p> <p>1 道路の整備</p> <p>災害時における道路機能を確保するため、所管道路についてのり面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		40	第9節 (略)	における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
10		45	第10節 危険物施設等安全確保計画 (略)	第10節 危険物施設等安全確保計画 (略)	
		46	1～2 (略) 3 放射線災害予防対策 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策並びに防炎業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するものとする。	1～2 (略) 3 放射線災害予防対策 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策並びに緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するものとする。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
11		47	第11節 農業災害予防計画 (略) 1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。 冷害防止対策 ア～イ (略) ウ 育苗技術、適正な水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底 2 (略)	第11節 農業災害予防計画 (略) 1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。 冷害防止対策 ア～イ (略) ウ 育苗技術、適正な水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底 2 (略)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
13		51	第12節 (略) 第13節 風水害予防計画 1～6 (略) 7 浸水想定区域 (1) (略) (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 ア (略)	第12節 (略) 第13節 風水害予防計画 1～6 (略) 7 浸水想定区域 (1) (略) (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 ア (略)	
		53			

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	54	<p>イ 洪水予報等の伝達 市は、関係機関等及び市民に対する洪水予報等の伝達方法及び伝達経路は、下図のとおりとする。</p>  <p>【本防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】</p> <p>市災害対策本部 → 市民、関係機関 等</p> <p>健康づくり課 → 病院、診療所、助産所 等</p> <p>長寿社会課 → 老人福祉施設</p> <p>福祉課 → 障がい者福祉施設</p> <p>子ども家庭課、児童保育課 → 児童福祉施設、幼稚園 等</p> <p>学校教育課 → 特別支援学校 等</p> <p>工業振興課 → 大規模工場 等</p> <p>伝達手段：電話、FAX、電子メール</p> <p>伝達経路：防災行政情報システム、広報車、コミュニティFMラジオ、ケーブルテレビ、ホームページ等</p>	<p>イ 洪水予報等の伝達 市は、関係機関等及び市民に対する洪水予報等の伝達方法及び伝達経路は、下図のとおりとする。</p>  <p>【本防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】</p> <p>市災害対策本部 → 市民、関係機関 等</p> <p>健康づくり課 → 病院、診療所、助産所 等</p> <p>長寿社会課 → 老人福祉施設</p> <p>福祉課 → 障がい者福祉施設</p> <p>子ども家庭課、児童保育課 → 児童福祉施設、幼稚園 等</p> <p>学校教育課 → 特別支援学校 等</p> <p>工業振興課 → 大規模工場 等</p> <p>伝達手段：電話、FAX、電子メール</p> <p>伝達経路：防災行政情報システム、広報車、コミュニティFMラジオ、ケーブルテレビ、ホームページ等</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>
14	55	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害危険箇所 の状況</p> <p>(1) 山地災害危険地区 (資料編2-14-1)</p> <p>(2) 土石流危険渓流 (資料編2-14-2)</p> <p>(3) 地すべり危険箇所 (資料編2-14-3)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編2-14-4)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災害情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害警戒区域等の状況</p> <p>(1) 山地災害危険地区 (資料編2-14-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域 (土石流) (資料編2-14-2)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域 (地すべり) (資料編2-14-3)</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域 (急傾斜) (資料編2-14-4)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災害情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>(1) 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、土石流危険渓流又は急傾斜地崩壊危険箇所において災害が発生した場合、若しくは、危険箇所以外であっても、人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害が発生した場合とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>所要の修正</p>
	56	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害危険箇所 の状況</p> <p>(1) 山地災害危険地区 (資料編2-14-1)</p> <p>(2) 土石流危険渓流 (資料編2-14-2)</p> <p>(3) 地すべり危険箇所 (資料編2-14-3)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編2-14-4)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災害情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>(1) 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、土石流危険渓流又は急傾斜地崩壊危険箇所において災害が発生した場合、若しくは、危険箇所以外であっても、人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害が発生した場合とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害警戒区域等の状況</p> <p>(1) 山地災害危険地区 (資料編2-14-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域 (土石流) (資料編2-14-2)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域 (地すべり) (資料編2-14-3)</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域 (急傾斜) (資料編2-14-4)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災害情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>(1) 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、土石流危険渓流又は急傾斜地崩壊危険箇所において災害が発生した場合、若しくは、危険箇所以外であっても、人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害が発生した場合とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>所要の修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																								
		57	<p>7 土砂災害警戒情報の活用 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、県と盛岡地方気象台が共同して、「土砂災害警戒情報」を発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市では、避難指示等を発令する際の判断や市民に的確な避難警戒活動が行えるよう情報の活用を行うものとする。</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫※</td> <td>黒</td> <td>すでに大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の判断が必要な状況）</td> </tr> <tr> <td>警 戒 【警戒レベル3相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想 （高齢者等避難の検討が必要な状況）</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状 況	災害切迫※	黒	すでに大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の判断が必要な状況）	警 戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 （高齢者等避難の検討が必要な状況）	<p>7 土砂災害警戒情報の活用 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、県と盛岡地方気象台が共同して、「土砂災害警戒情報」を発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。市では、避難指示等を発令する際の判断や市民に的確な避難警戒活動が行えるよう情報の活用を行うものとする。</p> <p>土砂災害危険度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫※ 【警戒レベル5相当】</td> <td>黒</td> <td>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警 戒 【警戒レベル3相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状 況	災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警 戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
危険度	表示	状 況																											
災害切迫※	黒	すでに大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達																											
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の判断が必要な状況）																											
警 戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 （高齢者等避難の検討が必要な状況）																											
危険度	表示	状 況																											
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達																											
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																											
警 戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想																											
			<p>8～9 (略)</p> <p>第15節～第17節 (略)</p> <p>第18節 雪害予防計画 1～4 (略)</p> <p>5 雪害予防の普及啓発 (1) 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。 (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を</p>	<p>8～9 (略)</p> <p>第15節～第17節 (略)</p> <p>第18節 雪害予防計画 1～4 (略)</p> <p>5 雪害予防の普及啓発 (1) 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。 (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																								

章	節	現 行	修 正	修正理由
	68	<p>(2) 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</p> <p>また、市は事故防止対策について、様々な情報を収集するものとする。</p>	<p>備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>(3) 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</p> <p>また、市は事故防止対策について、様々な情報を収集するものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
23	76	<p>第19節～第22節 (略)</p> <p>第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第19節～第22節 (略)</p> <p>第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進するものとする。</p> <p>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設でき、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	1～3	<p>(略)</p>	<p>1～3 (略)</p>	
	第24節	<p>(略)</p>	<p>第24節 (略)</p>	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
3	83	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本部長 (消防本部消防長)</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">副本部長 (消防本部消防次長)</p> <p style="text-align: center;">副本部長 (防災安全対策監)</p> </div> <p>本部長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、危機管理監、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本部長 (消防本部消防長)</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">副本部長 (消防本部消防次長)</p> <p style="text-align: center;">副本部長 (防災安全対策監)</p> </div> <p>本部長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、市長公室統括監、教育次長、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p>	
1	83	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本部長 (消防本部消防長)</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">副本部長 (消防本部消防次長)</p> <p style="text-align: center;">副本部長 (防災安全対策監)</p> </div> <p>本部長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、危機管理監、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本部長 (消防本部消防長)</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">副本部長 (消防本部消防次長)</p> <p style="text-align: center;">副本部長 (防災安全対策監)</p> </div> <p>本部長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、市長公室統括監、教育次長、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>
	85	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本部長 (消防本部消防長)</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">副本部長 (消防本部消防次長)</p> <p style="text-align: center;">副本部長 (防災安全対策監)</p> </div> <p>本部長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、危機管理監、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本部長 (消防本部消防長)</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">副本部長 (消防本部消防次長)</p> <p style="text-align: center;">副本部長 (防災安全対策監)</p> </div> <p>本部長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、市長公室統括監、教育次長、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>
		<p>本部署員</p> <p>防災課員、政策企画課員、広聴広報課員、職員課員、総務課員、財政課員、生活環境課員、長寿社会課員、農政推進課員、林政推進課員、道路建設課員、道路管理課員、都市整備課員、治水河川課員、水道課員、下水道課員、一関西消防署員、その他本部長が指名する職員</p> <p>※ 生活環境課員については、特定事象又は事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合に限る。</p>	<p>本部署員</p> <p>防災課員、政策企画課員、広聴広報課員、職員課員、総務課員、財政課員、生活環境課員、長寿社会課員、農政推進課員、林政推進課員、道路建設課員、道路管理課員、都市整備課員、治水河川課員、水道課員、下水道課員、一関西消防署員、その他本部長が指名する職員</p> <p>※ 生活環境課員については、特定事象又は事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合に限る。</p>	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由																										
	86	<p>イ (略)</p> <p>(4) 関係各課の防災活動 ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 設 部</td> <td>都市整備課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>治水河川課</td> <td>河川、上下水道施設の被害状況</td> </tr> <tr> <td>総務管理課</td> <td>の収集</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>経営総務課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	担 当 内 容	建 設 部	都市整備課	(略)	治水河川課	河川、上下水道施設の被害状況	総務管理課	の収集	上下水道部	経営総務課	(略)	<p>イ (略)</p> <p>(4) 関係各課の防災活動 ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 設 部</td> <td>都市整備課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>治水河川課</td> <td>河川、上下水道施設の被害状況</td> </tr> <tr> <td>経営総務課</td> <td>の収集</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>経営総務課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	担 当 内 容	建 設 部	都市整備課	(略)	治水河川課	河川、上下水道施設の被害状況	経営総務課	の収集	上下水道部	経営総務課	(略)	市の組織変更に伴う修正
部	課	担 当 内 容																												
建 設 部	都市整備課	(略)																												
	治水河川課	河川、上下水道施設の被害状況																												
	総務管理課	の収集																												
上下水道部	経営総務課	(略)																												
部	課	担 当 内 容																												
建 設 部	都市整備課	(略)																												
	治水河川課	河川、上下水道施設の被害状況																												
	経営総務課	の収集																												
上下水道部	経営総務課	(略)																												
	87	<p>イ (略)</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>4 災害対策本部・支部 (1) (略) (2) 分掌事務 ア~イ (略)</p> <p>ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、防災安全対策監及び危機管理監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。</p>	<p>イ (略)</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>4 災害対策本部・支部 (1) (略) (2) 分掌事務 ア~イ (略)</p> <p>ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、市長公室統括監及び防災安全対策監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。</p>	市の組織変更に伴う修正																										
	89	<p>イ (略)</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>4 災害対策本部・支部 (1) (略) (2) 分掌事務 ア~イ (略)</p> <p>ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、防災安全対策監及び危機管理監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。</p>	<p>イ (略)</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>4 災害対策本部・支部 (1) (略) (2) 分掌事務 ア~イ (略)</p> <p>ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、市長公室統括監及び防災安全対策監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。</p>	市の組織変更に伴う修正																										

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	90	<p>(3) 組 織</p> <p>ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜ク (略)</p> <p>(4)〜(5) (略)</p>	<p>(3) 組 織</p> <p>ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜ク (略)</p> <p>(4)〜(5) (略)</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>
2	93	<p>第2節 動員計画</p> <p>1 防災関係機関の動員体制</p> <p>防災関係機関は、災害が発生した場合には直ちに万全の体制が確立できるよう、災害時における対策要員の動員体制について、あらかじめ整備を図るとともに市本部長の要請により関係職員を市本部へ派遣するものとする。</p>	<p>第2節 動員計画</p> <p>1 防災関係機関の動員体制</p> <p>防災関係機関は、災害が発生した場合には直ちに万全の体制が確立できるよう、災害時における対策要員の動員体制について、あらかじめ整備を図るとともに市本部長の要請により関係職員を市本部へ派遣するものとする。</p> <p>市は、新興感染症対策のため、関係職員の執務スペースの適切な空間W/B会議の活用など、関係職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
3	97	2～7 (略)	<p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 (略)</p> <p>1 気象の予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 (略)</p> <p>ア 気象業務法に基づくもの (7) (略)</p> <p>(4) 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</td> </tr> <tr> <td>岩手県 気象情報</td> <td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1	岩手県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。	<p>2～7 (略)</p> <p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 (略)</p> <p>1 気象の予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 (略)</p> <p>ア 気象業務法に基づくもの (7) (略)</p> <p>(4) 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</td> </tr> <tr> <td>岩手県 気象情報</td> <td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	岩手県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	内 容																
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1																
岩手県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。																
種 類	概 要																
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。																
岩手県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報																

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由	
	97	<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>	
	98	<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文の岩手県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キククル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキククルで確認する必要がある。</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおこしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キククル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キククル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキククルで確認する必要がある。</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおこしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キククル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
		<p>注 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>	<p>注 備考1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>		

章	節	頁	現 行		修 正		修正理由
			種類	発 表 基 準	種類	概 要	
		98	(ウ) 注意報の種類と発表基準 (略)	大雨により災害が発生するおそれがある と予想され、次の基準に到達することが 予想される場合に発表する。ハザード マップによる災害リスクを再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必 要とされる警戒レベル2	(ウ) 注意報の種類と発表基準 (略)	大雨により災害が発生するおそれある と予想され、次の基準に到達することが 予想される場合に発表する。ハザード マップによる災害リスクを再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必 要とされる警戒レベル2	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		99	気象注意報 (略)	落雷等により災害が発生するおそれ がある と予想されたときに発表する。また、 発達した雷雲の下で発生することの 多い竜巻等の突風や「ひょう」によ る災害への注意喚起が付けられること もある。急な強い雨への注意も雷注 意報で呼びかけられる。 空気の乾燥により災害が発生するお それがある と予想され、次の条件に該当する場 合に発表する。具体的には、火災の 危険が大きい気象条件を予想した ときに発表する。	(略)	落雷等により災害が発生するおそれ がある と予想されたときに発表する。また、 発達した雷雲の下で発生することの 多い竜巻等の突風や「ひょう」によ る災害への注意喚起が付けられること もある。急な強い雨への注意も雷注 意報で呼びかけられる。 空気の乾燥により災害が発生するお それがある と予想され、次の条件に該当する場 合に発表する。具体的には、火災の 危険が大きい気象条件を予想さ れたときに発表する。	
		100	気象注意報 (略)	霜により災害が発生するおそれある と予想され、次の条件に該当する場 合に発表する。具体的には、早霜や晩 霜により農作物への被害が発生するお それがある と発表する。	(略)	霜により災害が発生するおそれある と予想され、次の条件に該当する場 合に発表する。具体的には、早霜や晩 霜により農作物への被害が発生するお それがある と発表する。	
		100	気象注意報 (略)	著しい着雪により災害が発生するお それがある と予想され、次の条件に該当する場 合に発表する。具体的には、通信線 や送電線、船体等への被害が発生す るおそれがある と発表する。	(略)	著しい着雪により災害が発生するお それがある と予想され、次の条件に該当する場 合に発表する。具体的には、通信線 や送電線、船体等への被害が発生す るおそれがある と発表する。	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由																
	100	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがある場合、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。(略)</p> <p>(略)</p> <p>融雪注意報</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあるとき、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>洪水注意報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとき、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。(略)</p> <p>地面現象注意報 (備考1)</p> <p>(略)</p> <p>注 備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 2 (略)</p> <p>(二) 警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 警 報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (備考2)</td> <td>大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	気 象 警 報	(略)	大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当(略)	(略)	(略)	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあるとき、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。(略)</p> <p>(略)</p> <p>融雪注意報</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあるとき、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>洪水注意報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあるとき、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。(略)</p> <p>土砂崩れ注意報 (備考1)</p> <p>(略)</p> <p>注 備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 2 (略)</p> <p>(二) 警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 警 報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (備考2)</td> <td>大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気 象 警 報	(略)	大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当(略)	(略)	(略)	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	発 表 基 準																			
気 象 警 報	(略)																			
大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当(略)																			
(略)	(略)																			
種 類	概 要																			
気 象 警 報	(略)																			
大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当(略)																			
(略)	(略)																			
	101	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがある場合、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。(略)</p> <p>(略)</p> <p>融雪注意報</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあるとき、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>洪水注意報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとき、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。(略)</p> <p>地面現象注意報 (備考1)</p> <p>(略)</p> <p>注 備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 2 (略)</p> <p>(二) 警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 警 報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (備考2)</td> <td>大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	気 象 警 報	(略)	大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当(略)	(略)	(略)	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがある場合、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。(略)</p> <p>(略)</p> <p>融雪注意報</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあるとき、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>洪水注意報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあるとき、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。(略)</p> <p>土砂崩れ注意報 (備考1)</p> <p>(略)</p> <p>注 備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 2 (略)</p> <p>(二) 警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 警 報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (備考2)</td> <td>大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気 象 警 報	(略)	大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当(略)	(略)	(略)	
種 類	発 表 基 準																			
気 象 警 報	(略)																			
大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当(略)																			
(略)	(略)																			
種 類	概 要																			
気 象 警 報	(略)																			
大雨警報 (備考2)	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当(略)																			
(略)	(略)																			

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	102	<p>洪水警報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>(略)</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>(略)</p> <p>備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。</p>	<p>洪水警報</p> <p>上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難が必要とされるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(略)</p> <p>大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>(略)</p> <p>備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 キキクル (危険度分布等)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	103	<p>洪水警報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>(略)</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>(略)</p> <p>備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。</p>	<p>洪水警報</p> <p>上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難が必要とされるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(略)</p> <p>大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>(略)</p> <p>備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 キキクル (危険度分布等)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		<p>種 類</p> <p>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</p> <p>概 要</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	<p>種 類</p> <p>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</p> <p>概 要</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		<p>種 類</p> <p>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</p> <p>概 要</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p>	<p>種 類</p> <p>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</p> <p>概 要</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		104	<p>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要となる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要となる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等による災害リスク等の再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要となる警戒レベル2に相当 <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>	<p>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等による災害リスク等の再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要となる警戒レベル2に相当 <p>各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下流域の氾濫等の「灌水量」、内水氾濫の「危険度」の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解折雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由												
	104	<p>(カ) 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当— (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>地面現象特別警報 (備考1)</p>	種 類	発 表 基 準	大雨特別警報 (略)	(略)	気象特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当— (略)	<p>(カ) 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当— (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>土砂崩れ特別警報 (備考1)</p>	種 類	概 要	大雨特別警報 (略)	(略)	気象特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当— (略)	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	発 表 基 準															
大雨特別警報 (略)	(略)															
気象特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当— (略)															
種 類	概 要															
大雨特別警報 (略)	(略)															
気象特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当— (略)															
	105	<p>注 備考1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p>2 (略)</p> <p>(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>a (略)</p> <p>b 地震情報の種類と内容</p>	<p>注 備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>a (略)</p> <p>b 地震情報の種類と内容</p> <p>市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるように、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正 (長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達) (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画等の変更を踏まえた修正)</p>												
	106	<p>a 地震情報の種類と内容</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正 (長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達) (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画等の変更を踏まえた修正)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正 (長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達) (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画等の変更を踏まえた修正)</p>												

章 節	頁	現 行		修 正		修正理由		
		種 類	発表基準 (略)	内 容	種 類		発表基準 (略)	内 容
	106	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合)は発表しない。	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合)は発表しない。	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は・津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。	
	107	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を公表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)	

章	節	頁	現	行	修正	修正理由																				
		107	<table border="1"> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>数に関する情報」で発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記事も記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	推計震度分布図	・震度5弱以上	数に関する情報」で発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記事も記述して発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	その他の情報	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>速地地震に関する情報</td> <td>・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記事も記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </table>	速地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記事も記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	その他の情報	(略)	(略)	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
推計震度分布図	・震度5弱以上	数に関する情報」で発表。																								
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記事も記述して発表。																								
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。																								
その他の情報	(略)	(略)																								
速地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記事も記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																								
その他の情報	(略)	(略)																								
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																								

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由															
	107 108	<p>c 地震活動に関する解説情報等 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、 地震活動に関する解説情報等を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="379 1198 596 1854"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料</td> <td>津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</td> </tr> <tr> <td>月間地震概況及び週間地震概況</td> <td>月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動状況等に関する資料</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料	月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動状況等に関する資料	<p>c 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。</p> <table border="1" data-bbox="379 515 1401 1167"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料(速報版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時(速地地震による発表時除く) ・岩手県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期期の判断のため、状況把握等に活用できようように、地震の概要、震度や長期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生</td> <td>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時(速地地震による発表時除く) ・岩手県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期期の判断のため、状況把握等に活用できようように、地震の概要、震度や長期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。	地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	内 容																		
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料																		
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動状況等に関する資料																		
解説資料等の種類	発表基準	内容																	
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時(速地地震による発表時除く) ・岩手県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期期の判断のため、状況把握等に活用できようように、地震の概要、震度や長期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。																	
地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国																	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由												
	108	<p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 水防法及び気象業務法に基づくもの (7) (略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="1037 1198 1401 1848"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 1624 1093 1848">標題 (種類)</th> <th data-bbox="1037 1198 1093 1624">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1803 1401 1848">北上川上流洪水予報</td> <td data-bbox="1093 1198 1401 1803"> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1624 1401 1803">氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td data-bbox="1093 1198 1401 1624"> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> </tbody> </table>	標題 (種類)	概 要	北上川上流洪水予報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	<p>詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる情報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</p> <p>地震・津波防災に係る活動を支援するため、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p> <p>月間地震概況 ・定期(毎月)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>						
標題 (種類)	概 要															
北上川上流洪水予報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当															
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当															
	109	<p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 水防法及び気象業務法に基づくもの (7) (略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="1037 1198 1401 1848"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 1624 1093 1848">標題 (種類)</th> <th data-bbox="1037 1198 1093 1624">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1803 1401 1848">北上川上流洪水予報</td> <td data-bbox="1093 1198 1401 1803"> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1624 1401 1803">氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td data-bbox="1093 1198 1401 1624"> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> </tbody> </table>	標題 (種類)	概 要	北上川上流洪水予報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	<p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 水防法及び気象業務法に基づくもの (7) (略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="1037 526 1401 1176"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 952 1093 1176">標題 (種類)</th> <th data-bbox="1037 526 1093 952">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1131 1401 1176">北上川上流洪水予報</td> <td data-bbox="1093 526 1401 1131"> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 952 1401 1131">氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td data-bbox="1093 526 1401 952"> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> </tbody> </table>	標題 (種類)	概 要	北上川上流洪水予報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
標題 (種類)	概 要															
北上川上流洪水予報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当															
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当															
標題 (種類)	概 要															
北上川上流洪水予報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当															
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したのが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当															

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由	
		109	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなつた場合を除く）に発表する。高年齢者等避難の発令の判断の参考とする。高年齢者等は危険な場所からの避難が必要とされるときに相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされるときに相当。</p> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生しているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>氾濫警戒情報 (洪水警戒)</p> <p>氾濫危険情報 (洪水警戒)</p> <p>氾濫発生情報 (洪水警戒)</p>	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなつた場合を除く）に発表する。高年齢者等避難の発令の判断の参考とする。高年齢者等が危険な場所から避難する必要がありとされるときに相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要がありとされるときに相当。</p> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がありと示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		(2)~(3) (略) 2 (略)		(2)~(3) (略) 2 (略)		

修正理由

修正

現行

頁

章節

別表2

気象予報・警報等通知計画（執務時間外）

区分 通知受領者	気象情報		気象注意報		洪水注意報		気象警報		洪水警報	
	気象情報	気象注意報	洪水注意報	気象警報	洪水注意報	気象警報	洪水警報	気象警報	洪水警報	
消防本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長公室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長公室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財政課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
まちづくり推進課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農政推進課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東部上下水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域振興課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表2

気象予報・警報等通知計画（執務時間外）

区分 通知受領者	気象情報		気象注意報		洪水注意報		気象警報		洪水警報	
	気象情報	気象注意報	洪水注意報	気象警報	洪水注意報	気象警報	洪水警報	気象警報	洪水警報	
消防本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長公室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長公室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財政課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
まちづくり推進課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農政推進課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東部上下水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域振興課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市の組織変更に伴う修正

別図1～8（略）

第4節（略）

別図1～8（略）

第4節（略）

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																
5	5	121	<p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集、報告する災害情報の内容</th> <th>実施担当課</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 社会福祉施設、<u>児童福祉施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況</u></td> <td>(略) 児童保育課、<u>福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況</td> <td>健康づくり課、水道課、<u>総務管理課、生活環境課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 商工関係の被害状況</td> <td>商政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 高圧ガス、<u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u></td> <td>工業労政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	(略)			5 社会福祉施設、 <u>児童福祉施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)	6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>総務管理課、生活環境課</u>	(略)	(略)			9 商工関係の被害状況	商政課	(略)	10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業労政課	(略)	(略)			<p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集、報告する災害情報の内容</th> <th>実施担当課</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 社会福祉施設、<u>介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</u></td> <td>(略) 児童保育課、<u>長寿社会課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況</td> <td>健康づくり課、水道課、<u>経営総務課、生活環境課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 商工関係の被害状況</td> <td>商政・労政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 高圧ガス、<u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u></td> <td>工業振興課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	(略)			5 社会福祉施設、 <u>介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>長寿社会課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)	6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>経営総務課、生活環境課</u>	(略)	(略)			9 商工関係の被害状況	商政・労政課	(略)	10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業振興課	(略)	(略)			<p>所要の修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
		収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式																																																	
(略)																																																					
5 社会福祉施設、 <u>児童福祉施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)																																																			
6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>総務管理課、生活環境課</u>	(略)																																																			
(略)																																																					
9 商工関係の被害状況	商政課	(略)																																																			
10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業労政課	(略)																																																			
(略)																																																					
収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式																																																			
(略)																																																					
5 社会福祉施設、 <u>介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>長寿社会課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)																																																			
6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>経営総務課、生活環境課</u>	(略)																																																			
(略)																																																					
9 商工関係の被害状況	商政・労政課	(略)																																																			
10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業振興課	(略)																																																			
(略)																																																					
6	6	132	<p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集、報告する災害情報の内容</th> <th>実施担当課</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 社会福祉施設、<u>児童福祉施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況</u></td> <td>(略) 児童保育課、<u>福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況</td> <td>健康づくり課、水道課、<u>総務管理課、生活環境課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 商工関係の被害状況</td> <td>商政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 高圧ガス、<u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u></td> <td>工業労政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	(略)			5 社会福祉施設、 <u>児童福祉施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)	6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>総務管理課、生活環境課</u>	(略)	(略)			9 商工関係の被害状況	商政課	(略)	10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業労政課	(略)	(略)			<p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集、報告する災害情報の内容</th> <th>実施担当課</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 社会福祉施設、<u>介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</u></td> <td>(略) 児童保育課、<u>長寿社会課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況</td> <td>健康づくり課、水道課、<u>経営総務課、生活環境課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 商工関係の被害状況</td> <td>商政・労政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 高圧ガス、<u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u></td> <td>工業振興課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	(略)			5 社会福祉施設、 <u>介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>長寿社会課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)	6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>経営総務課、生活環境課</u>	(略)	(略)			9 商工関係の被害状況	商政・労政課	(略)	10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業振興課	(略)	(略)			<p>所要の修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
		収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式																																																	
(略)																																																					
5 社会福祉施設、 <u>児童福祉施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)																																																			
6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>総務管理課、生活環境課</u>	(略)																																																			
(略)																																																					
9 商工関係の被害状況	商政課	(略)																																																			
10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業労政課	(略)																																																			
(略)																																																					
収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式																																																			
(略)																																																					
5 社会福祉施設、 <u>介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</u>	(略) 児童保育課、 <u>長寿社会課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室</u>	(略)																																																			
6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、 <u>経営総務課、生活環境課</u>	(略)																																																			
(略)																																																					
9 商工関係の被害状況	商政・労政課	(略)																																																			
10 高圧ガス、 <u>火薬類施設及び鉱山関係の被害状況</u>	工業振興課	(略)																																																			
(略)																																																					
6	6	133	<p>第6節 災害広報広聴計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略)</p> <p>(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 名</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">商工労働部</td> <td>商 業 班 (観光物産課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(商 政 課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>工 業 班 (工業労政課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 名	担当内容	(略)			商工労働部	商 業 班 (観光物産課)	(略)	(商 政 課)	(略)	工 業 班 (工業労政課)	(略)	<p>第6節 災害広報広聴計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略)</p> <p>(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 名</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">商工労働部</td> <td>商 業 班 (観光物産課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(商 政 課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>工 業 班 (工業振興課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 名	担当内容	(略)			商工労働部	商 業 班 (観光物産課)	(略)	(商 政 課)	(略)	工 業 班 (工業振興課)	(略)	<p>市の組織変更に伴う修正</p>																						
		部	班 名	担当内容																																																	
(略)																																																					
商工労働部	商 業 班 (観光物産課)	(略)																																																			
	(商 政 課)	(略)																																																			
	工 業 班 (工業労政課)	(略)																																																			
部	班 名	担当内容																																																			
(略)																																																					
商工労働部	商 業 班 (観光物産課)	(略)																																																			
	(商 政 課)	(略)																																																			
	工 業 班 (工業振興課)	(略)																																																			

章 節	頁	現 行		修 正		修正理由
		教育部	(略)	教育委員会事務局	(略)	
14	159	3 実施要領 (1) 市町村の相互応援協力 ア (略) イ その他の相互応援 (略)	(略)	3 実施要領 (1) 市町村の相互応援協力 ア (略) イ その他の相互応援 (略) ウ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。	(略)	市の組織変更に伴う修正
	160	(2)～(6) (略)	(略)	(2)～(6) (略)	(略)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
14	168	第13節 (略)	(略)	第13節 (略)	(略)	
	169	第14節 防災ボランティア活動計画 1～2 (略) 3 実施要領 (1)～(2) (略) (3) ボランティアの受入れ 市本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。また、市本部長は、社会福祉協議会、NPO及びボランティア等の連携を図るとともに、 <u>被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、被災者のニーズに応じた支援活動を行うよう努める。これらの取組により、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u> 災害時において、防災ボランティアの受付を行うため、次の事項について事前に協議するものとする。 ア～カ (略)	(略)	第14節 防災ボランティア活動計画 1～2 (略) 3 実施要領 (1)～(2) (略) (3) ボランティアの受入れ 市本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。また、市本部長は、社会福祉協議会、NPO及びボランティア等の連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設けるなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、被災者のニーズに応じた支援活動を行うよう努める。これらの取組により、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u> 災害時において、防災ボランティアの受付を行うため、次の事項について事前に協議するものとする。 ア～カ (略)	(略)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	169	<p>委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4～6 (略)</p> <p>第15節 (略)</p> <p>第16節 避難・救出計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施要領 (1) (略) (2) 避難指示等 ア 避難指示等の実施及び報告 避難指示等は、以下の基準を具体的な発令基準として、<u>気象予測や土砂災害危険箇所</u>の巡視等からの報告を含めて総合的に判断するものとする。 (ア)～(サ) (略) イ～ウ (略) (3)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 避難所の設置、運営 (1) (略) (2) 避難所の運営 ア～ウ (略)</p> <p>エ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所の施設管理者、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>市は、<u>災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15節 (略)</p> <p>第16節 避難・救出計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施要領 (1) (略) (2) 避難指示等 ア 避難指示等の実施及び報告 避難指示等は、以下の基準を具体的な発令基準として、<u>気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断するものとする。</u> (ア)～(サ) (略) イ～ウ (略) (3)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 避難所の設置、運営 (1) (略) (2) 避難所の運営 ア～ウ (略)</p> <p>エ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所の施設管理者、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正 (災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化)</p>
16	174			
	175			
	183			
	184			
	185			
				<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																										
		185	<p>_____。</p> <p>オ～コ (略) (3)～(4) (略) 6～10 (略)</p> <p>第17節 医療・保健計画 1～6 (略) 別表1 (略) 別表2</p> <p>救護所を設置する主な医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住 所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西城病院</td> <td>八幡町2-43</td> <td>23-3636</td> </tr> <tr> <td>昭和病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県立大東病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県立千厩病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ひがしやま病院</td> <td>東山町松川字卯入道121</td> <td>46-2666</td> </tr> <tr> <td>室根診療所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住 所	連絡先	一関病院	(略)	(略)	西城病院	八幡町2-43	23-3636	昭和病院	(略)	(略)	県立大東病院	(略)	(略)	県立千厩病院	(略)	(略)	ひがしやま病院	東山町松川字卯入道121	46-2666	室根診療所	(略)	(略)	<p>できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</p> <p>オ～コ (略) (3)～(4) (略) 6～10 (略)</p> <p>第17節 医療・保健計画 1～6 (略) 別表1 (略) 別表2</p> <p>救護所を設置する主な医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住 所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県立大東病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県立千厩病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>室根診療所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住 所	連絡先	一関病院	(略)	(略)	昭和病院	(略)	(略)	県立大東病院	(略)	(略)	県立千厩病院	(略)	(略)	室根診療所	(略)	(略)	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
名称	住 所	連絡先																																													
一関病院	(略)	(略)																																													
西城病院	八幡町2-43	23-3636																																													
昭和病院	(略)	(略)																																													
県立大東病院	(略)	(略)																																													
県立千厩病院	(略)	(略)																																													
ひがしやま病院	東山町松川字卯入道121	46-2666																																													
室根診療所	(略)	(略)																																													
名称	住 所	連絡先																																													
一関病院	(略)	(略)																																													
昭和病院	(略)	(略)																																													
県立大東病院	(略)	(略)																																													
県立千厩病院	(略)	(略)																																													
室根診療所	(略)	(略)																																													
		192 197-3	<p>第18節～第19節 (略)</p> <p>第20節 給水計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部 水道班</td> <td>水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～9 (略)</p>	部 班	担当責任者	担当内容	上下水道部 水道班	水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)	<p>所要の修正</p>																																					
部 班	担当責任者	担当内容																																													
上下水道部 水道班	水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)																																													
		204	<p>第18節～第19節 (略)</p> <p>第20節 給水計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部 水道班</td> <td>水道班長 (経営総務課長) (水道課長) (東部上下水道課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～9 (略)</p>	部 班	担当責任者	担当内容	上下水道部 水道班	水道班長 (経営総務課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)	<p>市の組織変更に伴う修正</p>																																					
部 班	担当責任者	担当内容																																													
上下水道部 水道班	水道班長 (経営総務課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)																																													

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由												
22	215	<p>第21節 (略)</p> <p>第22節 感染症予防計画 1 (略) 2 感染症予防活動の実施組織 (1) _____ 市本部長は、消毒その他の措置等を円滑に実施するために消毒班、疫学調査班、疫学調査協力班を編成する。消毒班、疫学調査班、疫学調査協力班は別表のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 感染症予防班 (略)</p> <p>3 感染症予防器具、薬剤等の調達 (1) (略) (2) 市本部長は、管轄区域内において必要数量を調達すること ができないとき、又は困難なときは、次の事項を明示して一 関地方支部保健医療班長を通じて県本部長にその調達あっ せんを求めるとする。</p>	<p>第21節 (略)</p> <p>第22節 感染症予防計画 1 (略) 2 感染症予防活動の実施組織 (1) 消毒班 市本部長は、消毒その他の措置等を円滑に実施するために消毒班を編成する。消毒班は別表のとおりとする。</p> <p>(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班 県本部長は、一関地方支部保健医療班において疫学調査班を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査を実施する。市本部長は、疫学調査協力班を編成し、疫学調査に協力する。疫学調査班、疫学調査協力班は別表のとおりとする。</p> <p>(3) 感染症予防班 (略)</p> <p>3 感染症予防器具、薬剤等の調達 (1) (略) (2) 市本部長は、管轄区域内において必要数量を調達すること ができないとき、又は困難なときは、次の事項を明示して一 関地方支部保健医療班長を通じて県本部長にその調達あっ せんを求めるとする。</p>	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>												
	216	<table border="1" data-bbox="917 1198 1013 1848"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>明 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具、機材の種類別数量</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 感染症情報の収集及び広報 (1) 市本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、保健推進委員、その他関係機関の協力を得て感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の的確な把握に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 感染症予防の実施方法 (1) 消毒班の消毒方法 ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を3回以上実施する。 イ 避難所の便所、その他不潔場所の消毒を3回以上実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。</p>	事 項	明 細	器具、機材の種類別数量	(略)	(略)		<table border="1" data-bbox="917 515 1013 1164"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>明 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症予防資機材の調達数量</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 感染症情報の収集及び広報 (1) 市本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の的確な把握に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 感染症予防活動の指示等 市本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、県本部長の指示に基づき次に掲げる事項について、消毒その他の措置等を実施する。 特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は一関地方支部保健医療班の協力を得て必要な措置をとる。</p>	事 項	明 細	感染症予防資機材の調達数量	(略)	(略)		
事 項	明 細															
器具、機材の種類別数量	(略)															
(略)																
事 項	明 細															
感染症予防資機材の調達数量	(略)															
(略)																

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	216	<p>エ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。</p> <p>(2) 各世帯における家屋の消毒 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸へクレンジール等の消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備、便所の消毒及び生野菜等の消毒において指導を行う。</p> <p>(3) 臨時予防接種 (略)</p> <p>(4) 疫学調査及び健康診断の協力 疫学調査班はおおむね次の方法により疫学調査を実施する。</p>	<p>(1) 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条）</p> <p>(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）</p> <p>(3) 生活の用に供される水の供給（同上第31条）</p> <p>(4) 臨時予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条）</p> <p>6 実施方法</p> <p>(1) 清潔方法（消毒班） 市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び本章第23節「廃棄物処理計画」第24節「障害物処理計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。</p> <p>(2) 消毒方法（消毒班） 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、回法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。</p> <p>(3) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班） 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、回法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。</p> <p>(4) 生活の用に供される水の供給（消毒班） 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、本章第20節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。</p> <p>なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、本章第20節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、県本部長の指示に従い井戸水、水道水の衛生処理について指導する。</p> <p>(5) 臨時予防接種（感染症予防班） (略)</p> <p>(6) 疫学調査 県本部長からサーベイランスにより得られた情報提供を受け、集団感染が疑われ感染拡大の恐れがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する疫学調査に協力</p>	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	216	<p><u>ア～イ</u> (略)</p> <p>(5) <u>健康診断</u></p> <p>ア <u>必要であると認める地域の住民</u></p> <p>イ <u>給食従事者(避難所等)の給食作業員</u></p> <p>ウ <u>避難所の避難者等</u></p> <p>6 <u>患者等に対する措置</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生したときは、防疫班に患者輸送車、トラック、舟艇</u></p> <p><u>等</u>を利用して速やかに感染症指定病院に収容の措置をとらせるものとする。</p> <p>(2) <u>交通途絶等のため感染症指定病院に収容することができないとき、又は、困難なときは、被災地域外の場所の感染症指定病院に収容するものとする。</u></p> <p>(3) <u>やむを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、自宅隔離し、し尿の衛生処理等について厳重に指導し治療を行うものとする。</u></p> <p>7 <u>避難所における感染症予防活動</u></p>	<p><u>ア～イ</u> (略)</p> <p>(7) <u>健康診断</u></p> <p>県本部長は、<u>疫学調査班より必要であると認める地域の住民に対し健康診断を実施する。</u></p> <p>(8) <u>患者等に対する措置(疫学調査班及び疫学調査協力班)</u></p> <p>市本部長は、<u>被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、県本部長と協力し次の措置をとる。</u></p> <p>ア <u>患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等</u>を利用して速やかに感染症指定医療機関に収容する。</p> <p>イ <u>交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域外の場所の感染症指定医療機関に収容する。</u></p> <p>ウ <u>やむを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、県本部長の指導・助言を受け、適当と認められる医療機関等に収容する。</u></p> <p>(9) <u>避難所における感染症予防活動(主に疫学調査班及び疫学調査協力班)</u></p> <p>市本部長は、<u>週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。</u></p> <p>ア <u>避難者の健康状況を1日1回以上確認する。</u></p> <p>イ <u>避難所の自治組織を通じて感染症予防についての指導の徹底を図る。</u></p> <p>ウ <u>避難所の給食従事者は健康診断を終了したものをできるだけ専従とする。</u></p> <p>エ <u>飲料水等については、消毒班又は一関地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。</u></p> <p>オ <u>市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。</u></p> <p>(10) <u>市が感染症予防活動を実施できない場合の措置</u></p> <p>県本部長は、<u>激甚な被害により、市本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認められた次の項目について実施する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>清潔方法及び消毒方法の施行</u></p> <p>イ <u>ねずみ族、昆虫駆除等の実施</u></p> <p>ウ <u>生活の用に供される水の供給</u></p> <p>エ <u>患者の輸送措置</u></p> </div>	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>
	217	<p><u>ア～イ</u> (略)</p> <p>(5) <u>健康診断</u></p> <p>ア <u>必要であると認める地域の住民</u></p> <p>イ <u>給食従事者(避難所等)の給食作業員</u></p> <p>ウ <u>避難所の避難者等</u></p> <p>6 <u>患者等に対する措置</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生したときは、防疫班に患者輸送車、トラック、舟艇</u></p> <p><u>等</u>を利用して速やかに感染症指定病院に収容の措置をとらせるものとする。</p> <p>(2) <u>交通途絶等のため感染症指定病院に収容することができないとき、又は、困難なときは、被災地域外の場所の感染症指定病院に収容するものとする。</u></p> <p>(3) <u>やむを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、自宅隔離し、し尿の衛生処理等について厳重に指導し治療を行うものとする。</u></p> <p>7 <u>避難所における感染症予防活動</u></p> <p>(1) <u>少なくとも1日1回の感染症調査を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難所の自治組織を通じて感染症予防についての指導の徹底を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>避難所の給食従事者は健康診断を終了したものをできるだけ専従させるものとする。</u></p> <p>(4) <u>飲料水等については、消毒班又は一関地方支部保健医療班長において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。</u></p>	<p><u>ア～イ</u> (略)</p> <p>(7) <u>健康診断</u></p> <p>県本部長は、<u>疫学調査班より必要であると認める地域の住民に対し健康診断を実施する。</u></p> <p>(8) <u>患者等に対する措置(疫学調査班及び疫学調査協力班)</u></p> <p>市本部長は、<u>被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、県本部長と協力し次の措置をとる。</u></p> <p>ア <u>患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等</u>を利用して速やかに感染症指定医療機関に収容する。</p> <p>イ <u>交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域外の場所の感染症指定医療機関に収容する。</u></p> <p>ウ <u>やむを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、県本部長の指導・助言を受け、適当と認められる医療機関等に収容する。</u></p> <p>(9) <u>避難所における感染症予防活動(主に疫学調査班及び疫学調査協力班)</u></p> <p>市本部長は、<u>週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。</u></p> <p>ア <u>避難者の健康状況を1日1回以上確認する。</u></p> <p>イ <u>避難所の自治組織を通じて感染症予防についての指導の徹底を図る。</u></p> <p>ウ <u>避難所の給食従事者は健康診断を終了したものをできるだけ専従とする。</u></p> <p>エ <u>飲料水等については、消毒班又は一関地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。</u></p> <p>オ <u>市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。</u></p> <p>(10) <u>市が感染症予防活動を実施できない場合の措置</u></p> <p>県本部長は、<u>激甚な被害により、市本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認められた次の項目について実施する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>清潔方法及び消毒方法の施行</u></p> <p>イ <u>ねずみ族、昆虫駆除等の実施</u></p> <p>ウ <u>生活の用に供される水の供給</u></p> <p>エ <u>患者の輸送措置</u></p> </div>	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>

第25節～第29節 (略)

第25節～第29節 (略)

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																								
30	30	259	<p>第30節 ライフライン施設に関する応急対策計画 (略)</p> <p>第1 市本部における担当班及び担当責任者</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>担当班</td> <td>担当責任者</td> </tr> <tr> <td>電力施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス施設</td> <td>工業班</td> <td>工業労政課長</td> </tr> </table>	施設名	担当班	担当責任者	電力施設	(略)	(略)	ガス施設	工業班	工業労政課長	<p>第30節 ライフライン施設に関する応急対策計画 (略)</p> <p>第1 市本部における担当班及び担当責任者</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>担当班</td> <td>担当責任者</td> </tr> <tr> <td>電力施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス施設</td> <td>工業班</td> <td>工業振興課長</td> </tr> </table>	施設名	担当班	担当責任者	電力施設	(略)	(略)	ガス施設	工業班	工業振興課長	市の組織変更に伴う修正						
			施設名	担当班	担当責任者																								
電力施設	(略)	(略)																											
ガス施設	工業班	工業労政課長																											
施設名	担当班	担当責任者																											
電力施設	(略)	(略)																											
ガス施設	工業班	工業振興課長																											
31	268	269	<p>第2 (略)</p> <p>第31節 危険物施設等保安計画 第1 (略)</p> <p>第2 火薬類 1 実施責任者及び担当部</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>班</td> <td>担当責任者</td> <td>担当内容</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>予防班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>工業班</td> <td>工業班長 (工業労政課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	消防本部	予防班	(略)	(略)	商工労働部	工業班	工業班長 (工業労政課長)	(略)	<p>第2 (略)</p> <p>第31節 危険物施設等保安計画 第1 (略)</p> <p>第2 火薬類 1 実施責任者及び担当部</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>班</td> <td>担当責任者</td> <td>担当内容</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>予防班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>工業班</td> <td>工業班長 (工業振興課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	消防本部	予防班	(略)	(略)	商工労働部	工業班	工業班長 (工業振興課長)	(略)	市の組織変更に伴う修正
			部	班	担当責任者	担当内容																							
消防本部	予防班	(略)	(略)																										
商工労働部	工業班	工業班長 (工業労政課長)	(略)																										
部	班	担当責任者	担当内容																										
消防本部	予防班	(略)	(略)																										
商工労働部	工業班	工業班長 (工業振興課長)	(略)																										
36	282	270	<p>2～3 (略)</p> <p>第3 高圧ガス 1 実施責任者及び担当部</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>班</td> <td>担当責任者</td> <td>担当内容</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>予防班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>工業班</td> <td>工業班長 (工業労政課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	消防本部	予防班	(略)	(略)	商工労働部	工業班	工業班長 (工業労政課長)	(略)	<p>2～3 (略)</p> <p>第3 高圧ガス 1 実施責任者及び担当部</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>班</td> <td>担当責任者</td> <td>担当内容</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>予防班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>工業班</td> <td>工業班長 (工業振興課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	消防本部	予防班	(略)	(略)	商工労働部	工業班	工業班長 (工業振興課長)	(略)	市の組織変更に伴う修正
			部	班	担当責任者	担当内容																							
消防本部	予防班	(略)	(略)																										
商工労働部	工業班	工業班長 (工業労政課長)	(略)																										
部	班	担当責任者	担当内容																										
消防本部	予防班	(略)	(略)																										
商工労働部	工業班	工業班長 (工業振興課長)	(略)																										
36	282	282	<p>第32節～第35節 (略)</p> <p>第36節 原子力災害応急対策計画 1 基本方針</p> <p>— 影響が当市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング、医療及び保健についてそれぞれの実施体制を定める。</p>	<p>第32節～第35節 (略)</p> <p>第36節 原子力災害応急対策計画 1 基本方針</p> <p>(1) 市、その他の防災関係機関は、原子力災害が発生し、その影響が当市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング、医療及び保健についてそれぞれの実施体制を定める。</p>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正																								

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																								
		287	<p>2～5 (略)</p> <p>6 緊急時モニタリング (略)</p> <p>[市の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民環境部</td> <td>生活環境班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>水道班</td> <td>水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>農政班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>学校教育班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	市民環境部	生活環境班	(略)	(略)	上下水道部	水道班	水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)	農林部	農政班	(略)	(略)	教育部	学校教育班	(略)	(略)	<p>(2) 市は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>(3) 国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被災の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 緊急時モニタリング (略)</p> <p>[市の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民環境部</td> <td>生活環境班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>水道班</td> <td>水道班長 (経営総務課長) (水道課長) (東部上下水道課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>農政班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>学校教育班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	市民環境部	生活環境班	(略)	(略)	上下水道部	水道班	水道班長 (経営総務課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)	農林部	農政班	(略)	(略)	教育委員会事務局	学校教育班	(略)	(略)	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
部	班	担当責任者	担当内容																																										
市民環境部	生活環境班	(略)	(略)																																										
上下水道部	水道班	水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)																																										
農林部	農政班	(略)	(略)																																										
教育部	学校教育班	(略)	(略)																																										
部	班	担当責任者	担当内容																																										
市民環境部	生活環境班	(略)	(略)																																										
上下水道部	水道班	水道班長 (経営総務課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	(略)																																										
農林部	農政班	(略)	(略)																																										
教育委員会事務局	学校教育班	(略)	(略)																																										
4	2	299	<p>7～8 (略)</p> <p>第37節 (略)</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者の生活確保 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者生活再建支援制度の活用</p>	<p>7～8 (略)</p> <p>第37節 (略)</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者の生活確保 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>ア 市は、被災者が自らに適切な支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																																								
		305			<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																																								

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
		<p>工 市は、災害により居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。</p> <p>イ 県が実施主体となり、市が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。</p> <p>ロ 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。</p> <p>ハ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。</p> <p>ニ 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。</p> <p>ホ 支援金の支給（略）</p> <p>ヘ 支援金の申請から支給まで（略）</p> <p>ヘ 支援金の申請期間（略）</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 市は、災害により居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。</p> <p>ロ 県が実施主体となり、市が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。</p> <p>ハ 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。</p> <p>ニ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。</p> <p>ニ 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。</p> <p>ホ 支援金の支給（略）</p> <p>ヘ 支援金の申請から支給まで（略）</p> <p>ヘ 支援金の申請期間（略）</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	306			
	307			

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			震災対策編	震災対策編	
			目 次 (略)	目 次 (略)	
1		351	第1章 総 則 (略)	第1章 総 則 (略)	
	1	352	第1節 計画の性格及び基本方針 1～3 (略) 4 この計画は、当市における過去の地震の発生状況、また、平成20年(2008年)6月14日の岩手・宮城内陸地震や平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価(第三版)及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成29年度、31年度に国の地震調査研究推進本部が実施)や県が実施した被害想定調査の結果(平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」)や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂(平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。)を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図るものとする。 5 (略)	第1節 計画の性格及び基本方針 1～3 (略) 4 この計画は、当市における過去の地震の発生状況、また、平成20年(2008年)6月14日の岩手・宮城内陸地震や平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価(第三版)及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成29年度、30年度に国の地震調査研究推進本部が実施)や県が実施した被害想定調査の結果(平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」)を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図るものとする。 5 (略)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
	2	355	第2節～第3節 (略)	第2節～第3節 (略)	
			第2章 災害予防計画 (略)	第2章 災害予防計画 (略)	
2		387	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	
	1	387	第1節 活動体制計画 1～2 (略) 3 災害警戒本部・支部 (略)	第1節 活動体制計画 1～2 (略) 3 災害警戒本部・支部 (略)	
			(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由																																										
	388	<p>(4) 関係各課の防災活動 ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等</td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td>総務管理課</td> <td rowspan="4">河川、上下水道施設の被害状況の収集</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> </tr> <tr> <td>東部上下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) (5)~(6) (略)</p>	部	課	担 当 内 容	(略)			福祉部	福祉課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等	農林部	(略)	(略)	建設部	(略)	(略)	上下水道部	総務管理課	河川、上下水道施設の被害状況の収集	水道課	下水道課	東部上下水道課	<p>(4) 関係各課の防災活動 ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>長寿社会課 福祉課</td> <td>社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等</td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td>経営総務課</td> <td rowspan="4">河川、上下水道施設の被害状況の収集</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> </tr> <tr> <td>東部上下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) (5)~(6) (略)</p>	部	課	担 当 内 容	(略)			福祉部	長寿社会課 福祉課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等	農林部	(略)	(略)	建設部	(略)	(略)	上下水道部	経営総務課	河川、上下水道施設の被害状況の収集	水道課	下水道課	東部上下水道課	<p>所要の修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
部	課	担 当 内 容																																												
(略)																																														
福祉部	福祉課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等																																												
農林部	(略)	(略)																																												
建設部	(略)	(略)																																												
上下水道部	総務管理課	河川、上下水道施設の被害状況の収集																																												
	水道課																																													
	下水道課																																													
	東部上下水道課																																													
部	課	担 当 内 容																																												
(略)																																														
福祉部	長寿社会課 福祉課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等																																												
農林部	(略)	(略)																																												
建設部	(略)	(略)																																												
上下水道部	経営総務課	河川、上下水道施設の被害状況の収集																																												
	水道課																																													
	下水道課																																													
	東部上下水道課																																													
	389	<p>4 災害対策本部・支部 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分掌事務 ア~イ (略) ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、防災安全対策監及び危機管理監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。</p>	<p>4 災害対策本部・支部 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分掌事務 ア~イ (略) ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、市長公室統括監及び防災安全対策監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>																																										
	390	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																										

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	391	<p>(3) 組 織 ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜ク (略) (4)〜(5) (略)</p>	<p>(3) 組 織 ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜ク (略) (4)〜(5) (略)</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																		
3	397		<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 (略)</p> <p>1 地震動の警報及び地震情報の種類 (1) 緊急地震速報 (警報) ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが _____ と予想された場合に、震度4以上 _____ が予想される地域に対し、緊急地震速報 (警報) を発表する。日本放送協会 (NHK) は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 イ 震度6弱以上 _____ の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震特別警報に位置付けられる。 ウ 緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことに注意する。</p> <p>(2) 地震情報の種類と内容 _____ _____ _____ _____</p>	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 (略)</p> <p>1 地震動の警報及び地震情報の種類 (1) 緊急地震速報 (警報) ア 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報 (警報) を発表する。日本放送協会 (NHK) は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 イ 震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震特別警報に位置付けられる。 ウ 緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことに注意する。</p> <p>(2) 地震情報の種類と内容 市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報 (震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準 (略)</th> <th>内 容 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合) は _____ 地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準 (略)	内 容 (略)	震度速報			震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合) は _____ 地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準 (略)</th> <th>内 容 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合) は _____ 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準 (略)	内 容 (略)	震度速報			震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合) は _____ 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。		<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種類	発表基準 (略)	内 容 (略)																					
震度速報																							
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合) は _____ 地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。																						
種類	発表基準 (略)	内 容 (略)																					
震度速報																							
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合) は _____ 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。																						

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由	
		398	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・震度3以上 <p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)</p> <p>その他の情報 (略)</p>	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合同様に発表することがある。)</p> <p>その他の情報 (略)</p> <p>・震度5弱以上</p> <p>図</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p>	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関して記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		399	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</p> <p>月間地震概況</p> <p>月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動に関する資料</p>	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く) ・岩手県内で震度4以上を観測 <p>発表基準</p> <p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等</p>	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
	399		<p>ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。</p> <p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 <p>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</p> <p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（地域詳細版） <p>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる統報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現	行	修	正	修正理由
					月間地震概況 ・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	
4			2～3（略） 第4節～第34節（略） 第4章 災害復旧・復興計画（略）	2～3（略） 第4節～第34節（略） 第4章 災害復旧・復興計画（略）			
				水防計画編 目次（略） 計画の位置づけ（略） 第1章 総則（略） 第2章 水防組織（略） 第3章 重要水防箇所（略）			
1							
2							
3							

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
4			第4章 予報及び警報 (略)	第4章 予報及び警報 (略)	
5			第5章 雨量・水位等の観測及び通報 (略)	第5章 雨量・水位等の観測及び通報 (略)	
6			第6章 気象等予報・警報の情報収集 (略)	第6章 気象等予報・警報の情報収集 (略)	
7			第7章 ダム・水門等の操作 (略)	第7章 ダム・水門等の操作 (略)	
8			第8章 通信連絡 (略)	第8章 通信連絡 (略)	
9			第9章 水防施設及び輸送 (略)	第9章 水防施設及び輸送 (略)	
10			第10章 水防活動 (略)	第10章 水防活動 (略)	
11			第11章 水防信号、水防標識等 (略)	第11章 水防信号、水防標識等 (略)	
12			第12章 協力及び応援 (略)	第12章 協力及び応援 (略)	
13			第13章 費用負担と公用負担 (略)	第13章 費用負担と公用負担 (略)	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
14		第14章 水防報告等 (略)	第14章 水防報告等 (略)	
15		第15章 水防訓練 (略)	第15章 水防訓練 (略)	
16		第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を 確保するための措置 (略)	第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を 確保するための措置 (略)	
17		第17章 水防協力団体 (略)	第17章 水防協力団体 (略)	
18		第18章 水防管理団体の水防計画 (略)	第18章 水防管理団体の水防計画 (略)	
		火山災害対策編	火山災害対策編	
		火山災害対策編 目次 (略)	火山災害対策編 目次 (略)	
1		第1章 総 則 (略)	第1章 総 則 (略)	
2		第2章 災害予防計画 (略)	第2章 災害予防計画 (略)	

章 節	頁	現 行	修 正	修正理由
3		第3章 避難対策計画 (略)	第3章 避難対策計画 (略)	
4		第4章 災害応急対策計画 (略)	第4章 災害応急対策計画 (略)	
5		第5章 噴火後の対応計画 (略)	第5章 噴火後の対応計画 (略)	